

## 地域生活支援拠点等事業の開始について

### 1 地域生活支援拠点等とは

障害の重度化・障害者の高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。※別紙1参照

### 2 武蔵野市における事業概要

地域生活支援拠点等事業（以下「事業」）の実施にあたっては、「障害者地域生活支援ステーション・わくらす武蔵野」に「拠点コーディネーター」を配置し、市・障害者福祉事業所・その他機関等が連携・補完し合いながらネットワークを構築する体制（面的整備）を目指します。

また、国の示す5つの機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の構築を優先項目として事業を開始し、他の機能については順次整備を進めていきます。

※別紙2参照

#### (1) 実施体制

- ・実施主体は市、わくらす武蔵野へコーディネート業務を委託

※拠点コーディネーターの役割：地域生活支援拠点等事業全体を円滑に実施するため、事業者間等の調整を図り、地域全体で障害者等を支える支援体制を構築するための各種事業を推進します。

- ・基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、地域活動支援センターが連携して対象者や各種事業の進捗状況等を管理

#### (2) 事業者の登録

- ・事業への参加事業者は市へ登録
- ・登録事業者が緊急時の受け入れ等を行った場合、一部のサービスの報酬に加算

#### (3) 利用者の登録（事業開始時）

- ・緊急時に支援の手が届かないことが想定される方の中から、事業への参加に同意した方を登録
- ・利用登録者の個々の状況に応じた緊急時支援計画を作成し、緊急時の支援を実施
- ・未登録者であっても緊急時の支援は行い、事後に登録してもらうことを想定

### 3 事業開始日

令和5年7月1日